

Houjin



いせさき法人会報

2023.10.5 No.289



表紙 Photo & 文 : 森村 高明氏

主な記事

- 伊勢崎税務署長着任あいさつ…………… 3
- 令和6年度税制改正に関する提言(県連) … 4~8
- 行政機関からのお知らせ…………… 9~11
- 人物往来…………… 12
- 青年部会・女性部会…………… 13~15
- 事務局だより(行事予定・コラム)…………… 16

横浜みなとみらい

皆が恐れてきた南海トラフの大地震がついに発生しました。これに伴う大津波が今まさに横浜港を襲っている光景です。すでに赤レンガ倉庫が飲み込まれ、ランドマークタワーはあまりの勢いに恐れをなして逃げ腰です。これもまた警鐘のひとつです。



一般社団法人

伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp



Shining person

大同生命保険株式会社 群馬支社

前橋市前橋市南町3丁目9番地の5 TEL 027-223-5260

大同生命は1902年に創業し、ご契約企業37万社を有する中小企業市場に特化した生命保険会社です。

当社は、低廉な保険料で大きな保障が得られる定期保険が企業に最適な商品であると考え、1970年より企業向け定期保険の開発、販売に注力してきました。

1970年当時は、世界経済の枠組みの大幅な変化があり、日本の中小企業の倒産も相次ぎました。そういった時代に「経営者大型保障制度」が誕生した背景としましては、社長の信用によるところが大きい中小企業では、社長に何かあった際、経営が立ち行かなくなる可能性が高いと言われています。そのような中、法人会の会員企業を守りたいという想いのもと、法人会様からの要望を受け、AIG 損保と大同生命が協力することで生まれました。

現在、伊勢崎法人会様管内では8名の営業職員が明るく前向きに活動させていただいております。保険商品のご提案をするだけでなく、保険以外の様々なサービスのご提供や、会員企業様のお役に立てる情報をお届けすることで、お役に立てていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いたします。



前列左から山本、高橋、関口、中島
後列左から金田一、森川、楊、新井、
山田(営業課長)

2023 <令和5年> 税務カレンダー

10月

- 9月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 8月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 8月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 2月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
2月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
5月末決算法人(年3回の場合)
11月末決算法人(年3回の場合)

10月10日(火)まで
10月31日(火)まで
10月31日(火)まで
10月31日(火)まで
10月31日(火)まで

11月

- 10月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 9月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 9月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 3月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
3月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
6月末決算法人(年3回の場合)
12月末決算法人(年3回の場合)

11月10日(金)まで
11月30日(木)まで
11月30日(木)まで
11月30日(木)まで
11月30日(木)まで

12月

- 11月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 10月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 10月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 4月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
4月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
7月末決算法人(年3回の場合)
1月末決算法人(年3回の場合)

12月11日(月)まで
1月 4日(木)まで
1月 4日(木)まで
1月 4日(木)まで
1月 4日(木)まで

税務署長着任のあいさつ



伊勢崎税務署長

大辻 秀幸

この度の人事異動により、東京国税不服審判所横浜支所から伊勢崎税務署に参りました大辻でございます。前任の坪谷と同様、よろしく願いいたします。

私は、千葉県出身で、群馬県勤務は初めてとなります。

伊勢崎税務署管内は、赤城山をはじめとした山々の雄姿を望めるほか、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つ「田島弥平旧宅」などでも知られています。

また、北関東自動車道や関越自動車道などの利便性に優れた交通網を活かし、生産・商工業共に成長を続けている活気溢れる地域であり、このような地に勤務できることを大変うれしく、光栄なことと感じております。

一般社団法人伊勢崎法人会におかれましては、橋本会長をはじめ役員の皆様の優れたご指導の下、e-Tax の一層の利用促進、インボイス制度及び改正電子帳簿保存法、税制改正、各種施策の周知・広報にご尽力いただいております。

また、地域社会貢献活動として法人会公開セミナーの開催、本町通りにおける花いっぱい運動や税の啓発活動として税に関する絵はがきコンクールの開催、児童・生徒に対する租税教室では青年部会・女性部会の皆様にも数多く講師を務めていただくなど、租税教育の充実にも熱心に取り組んでいただいております。これらの活動に対しまして深く敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会グローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化し

ておりますが、このような状況下におきましても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていく必要があります。

近年、新型コロナウイルス感染症への対応もあり、あらゆる分野でデジタルの活用が広まっています。税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化だけではなく、正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることと期待しております。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて e-Tax 等の利便性向上や税務相談チャンネル「チャットボット（ふたば）」の充実など、納税者サービスの向上に取り組むとともに、課税・徴収の高度化・効率化を図りつつ、適正・公平な課税・徴収の実現に努めていきたいと考えています。

e-Tax の申告手続きにつきましては、申告書の提出のみならず財務諸表、勘定科目内訳明細書等を含めた利用についても多くの企業の皆様方に利用していただけるよう引き続き周知・広報を行うとともに利用勧奨に努めてまいります。

また、本年 10 月より消費税のインボイス制度が開始します。

伊勢崎法人会の皆様には、税務署と連携した説明会の開催、会報誌への制度案内文の掲載など、周知・広報にご協力いただきましてありがとうございます。

インボイス制度の改正内容や消費税の仕組みを十分に理解し、適正・公平な申告納税を行っていただけるよう制度の円滑な実現に向けて周知・広報・相談等を行っていきます。

税務行政の円滑な運営につきましては多くの取り組むべき課題がございますが、これらの取組を円滑に進めていくには、皆様のお力添えが不可欠であります。伊勢崎法人会の皆様には、税務行政の良き理解者として、引き続きご理解とご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

令和6年度税制改正に関する提言(群馬県連)を提出

群馬県法人会連合会では、県内9単位会から提出された令和6年度税制改正に関する提言を基に、5月31日開催の県連税制委員会で協議・取りまとめを行い、その結果を齋藤一雄県連会長へ報告後、6月20日付けにて全法連へ提出しましたので、その内容を次のとおり報告します。

なお、本会提言の取りまとめに当たり、税制委員の皆様のご協力に対して厚く感謝を申し上げます。

《はじめに》

約3年間にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も、5類への分類変更により、“コロナ禍”は一旦ではあるが終息した感がある。

また、政府は令和5年度の実質国内総生産(GDP)の成長率は1.5%とする経済見通しを発表しており、世界経済が減速する中でも、我が国の経済は回復するとの見込みが発表された。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に由来する原材料の高騰による食料・エネルギー・電子部品等の供給不安と物価の高騰、長期的な円安傾向、金融不安の高まっているアメリカ経済の後退見通しなど、マイナスの材料があり、まだまだ私たち法人会の会員を取り巻く環境が大きく改善された状況には至っていない。

その他にも近隣諸国との軋轢、少子高齢化の進行など、解消には時間の掛かる課題が多く、法人会の会員企業にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。

法人会では、長年にわたり「経済の活性化と財政の健全化に資する税制の確立」を骨子に、「財政の健全化＝プライマリーバランスの改善」に資する要望・提言を行ってきたが、今般のコロナ対策による膨大な財政支出をはじめ、社会保障費や公共事業費の増大などで、当面改善は見込めない状況にある。

引き続き、中小企業の存続と従業員の生活の質を維

持するため、「経済の活性化に資する税制の確立」を中心に提言する必要がある。

更には、「行財政改革の徹底(＝無駄の削減)」も考慮して、理にかなないバランスのとれた税制の実現を要望する。

また、我が国においては、エネルギー転換・新産業の育成・温暖化などの環境問題・少子高齢化と人口の減少など、解決に時間の掛かる課題が多い。

解決までの間、我が国の経済の礎である中小企業が存続できるよう、税制面において可能な限りの支援を要望したい。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府は2025年度を目標にプライマリーバランスの黒字化を掲げ改善に取り組んでいるが、コロナショックによる財政支出、ウクライナ侵攻等による防衛費の増加、加えて、少子高齢化を背景とする子ども手当・社会保障関係費の増加見込みと、財政健全化の道のりは遠い。

しかし、財政健全化は喫緊の国家的課題であり、歳入・歳出の一体的改革によって、不退転の決意で取り組むべき課題である。特に、歳出については、聖域を設けず分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に

実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

我が国は急速に少子高齢化が進行しており、2040年には高齢者人口がピークを迎え、団塊の世代が後期高齢者となる2025年が迫っている。

持続可能な社会保障制度の構築にあたっては、社会保障関係費の抑制と制度の効率化・重点化などの見直しが必要である。具体的には、以下について検討する必要がある。

- (1)NISAやIDECO制度の改正等を行い、「貯蓄から投資へ」個人で老後に備える方向に進んでいるが、国民全体が老後の生活について、しっかり備えるための教育・周知の強化が必要である。
- (2)少子化対策・医療介護改革を柱として、給付と負担のバランスを考えていくことが必要である。
- (3)一定の所得を超える勤労者に対する年金の減額あるいは支給停止の制度は、減額等の基準となる所得金額の引き上げ及び所得の把握方法の見直し等、公正な方法に見直すべきである。

3. 行政改革の徹底

厳しい社会経済状況にあるにもかかわらず、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。

省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りがあるとの指摘や懸念も出ている。

特に、新型コロナ対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性及び官僚組織の昨今の不祥事で、国民からの信頼感が損なわれる事案が見られる。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、以下について、直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ①IT利活用による行政手続きの簡素化の推進と一層の行政の効率化
- ②国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ③国・地方公務員の適正な配置による人員削減
- ④特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

⑤民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑥既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

4. マイナンバー制度

まずは、拙速に制度の利用拡大を進めるより、信頼性を第一に制度の点検整備を進めて欲しい。今般明らかになった「他人の住民票が発行される事案」「預貯金口座の紐付け登録のミス」など、取得率を上げることを優先した結果、人為ミスとはいえ、信頼性を大きく損なう事案が発生している。

マイナンバーカードは、行政サービス向上のために欠かせぬ制度である。信頼性を確保した上、制度の点検整備を進めて頂きたい。

なお、令和5年3月末時点の群馬県のマイナンバーカード取得率は64.5%と、全国平均(67.0%)を下回り、都道府県別では5番目に低い。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税制について

令和5年度の改正において、中小企業の法人税軽減税率の特例、投資促進税制、経営強化税制等の適用期限の2年間の延長等が実現した。アンケートにおいては、「法人税の軽減税率の特例の本則化」を求める声が多くなっている。

引き続き、中小企業の財務基盤の安定・強化を図るためにも「軽減税率15%の本則化」と併せ、適用の所得金額を現行の800万円から2,000万円程度に引き上げることを要望する。

また、昨年から導入された、給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除を可能とする「賃上げ促進税制(旧所得拡大税制)」については、適用期限を2年間としているが、同様に本則化の検討を要望する。

各種引当金制度については、中小企業の体力強化の視点から復活させることを強く要望する。

2. 事業承継税制の拡充について

中小企業は地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、その中小企業や特に小規模事業者が相続税の負担等により事業を承継できなくなることは、雇用の継続はもとより地域経済の根幹に影響する。

これまでの税制改正により、法人及び個人の事業承継を促進するための贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されているが、次世代へ円滑に事業を承継するためには、更なる見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並の本格的な事業承継税制が必要である。

事業従事を条件として、他の一般財産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。また、生前贈与の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど、弾力的な対応を求める。

(2) 中小企業の未上場株式の評価方法の見直し

経営権の安定した承継のためにも、中小企業の未上場株式の評価は「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

3. 消費税への対応

インボイス制度導入にあたり、対応が出来ずに、導入を期に廃業を考えている中小企業・個人商店も少なくないとの調査結果もある。導入にあたっての事務負担増加は明らかである。法人会がかねてより要望している「単一税率の維持」を引き続き強く要望する。

アンケートにおいては、「免税事業者ともこれまでと変わらず取引を行う」との回答が最多を占めているが、6年間の経過措置の間に小規模事業者に対する支援を検討して欲しい。

また、令和3年4月から「消費税の総額表示」が義務化されたが、末端の小売段階で店内飲食・テイクアウトとも同一価格を採用するコンビニなど、軽減税率導入の趣旨にそぐわない措置を取るケースが散見されている。週2回以上発行される新聞のみ軽減税率が適用されることも理由が不可解である。改めて消費者が納得出来る制度

となるよう検討願いたい。

Ⅲ. 地方のあり方

1. 地方創生

ふるさと納税は自治体間で返礼品競争が発生するなど、応援したい地域への寄付を進めるとする本来の趣旨が希薄となってきている。

東京都においては、ふるさと納税による都民税(住民税)の減収額が年々増加し、令和4年度の減収額は571億円にのぼるなど、ふるさと納税に不参加の自治体においては税収減に悩まされている。(都主税局H21年度からの累計2,341億円)高所得者の節税対策ともなり、不公平との意見も多く、早急に制度の見直しを要望する。

2. 震災復興等

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要である。

その観点から、次の措置を講ずるべきである。

- (1) 火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分、積立、洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。
- (2) 更に、水害等の発生後の都市間輸送の正常化等を期して、被災代替資産の特別償却対象資産への鉄道車両等の追加を行うべきである。
- (3) 震災復興税はいつまで課税するのか。期日をはっきり提示して課税する必要がある。
- (4) 東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震、その他にも数多くの災害が発生し、財政出動・義援金等で支援をしているが、今後も、予算の適正迅速な執行を継続していく必要がある。

Ⅳ. 納税環境の整備

1. 租税教育の充実

法人会における租税教育への取り組みは、子ども達が税の意義・用途等を理解し、「税は日常から切り離せないもの」と認識してもらうための重要な事業と位置付けら

れており、小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」・「租税教室」は、学校側からも高い評価を受けている。

引き続き、税に関わることのみならず、契約や消費者教育、選挙権の行使など、子供たちが「実社会に必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

《税目別》

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- ①現行税制では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入とすべきである。
- ②会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されるのが妥当である。

2. 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては、広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

3. 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

II. 個人所得税

1. NISAの拡充等により貯蓄から投資への推進が行われ、国民に広く証券税務に関わる機会が増えていくと考える。現状の証券税制は、確定申告後の救済手段が制限されている項目が多い中であって、申告者を救済する機会として更生請求が可能となる項目の拡充を要望する。

また、女性の働き方の変化に伴い年取の壁の引き上げを強く要望するとともに、扶養手当の支給及び扶養控除の見直しも切望する。

2. 個人所得税は、税収を支える基幹税として幅広く公平な負担を求める必要があり、超少子高齢化、人口減少社会に呼応した税制の構築が肝要である。そのためには、社会保障制度の抜本の見直しを含めた一体的な検討が必要である。
3. 年金課税の廃止

公的年金等控除が縮小・廃止の方向で議論が行われており、年金課税が強化されることとなっている。年金は高齢世代にとって、老後生活の糧となる重要な収入である。特に65歳以上の高齢者が受取る年金にかかる負担は増大する。老齢年金への課税は、遺族年金・障害年金と同様に速やかに廃止すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

個人や家族の力で残した財産に対する相続税及び贈与税については、財産形成の過程で所得税等に課税されているので、特別控除額を大幅に引き上げるべきである。

III. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本の見直し

- (1)固定資産税は、地方自治体において安定的な財源であり、住民サービスを維持するための財源を担っているが、土地・家屋・償却資産の評価方法や課税標準額の算定について、抜本的な見直しを行うとともに、償却資産への課税は廃止を含めて見直しが必要である。

(2)全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

空き家を取り壊した際、住宅用地特例の適用がなくなり税額が大幅に上がる。

また、空き家対策で解体を余儀なくされることもあり、住宅用地特例に代わる新たな軽減措置を早急に制度化すべきである。

(3)事業所税の廃止

地方税で定められた人口30万人以上の都市に課税される事業所税は、群馬県においては、前橋市・高崎市で導入されているが、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

(4)外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

(5)超過課税

住民税の超過課税は個人ではなく、主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

《その他》

1. 印紙税制度自体の撤廃

売上代金に係る受取書の印紙税非課税が3万円未満から5万円未満に引き上げられるなど、過去の法人会の要望は実現してきた。

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止を要望する。

2. 自動車関係諸税について

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的に見ても過重な負担であることから、簡素化・軽減化を要望する。

しかしながら、将来的には道路のメンテナンス費用等の

大幅増が予想されるため、仮に課税が継続される場合については「道路特定財源に戻すこと」を含め、慎重な議論を要望する。

また、「トリガー条項の発動」は、運送業者にとってはプラスとなるが、判断が難しいことに加え、大きな税収減につながる。特に、物流業界では、労働時間の上限規制設定などの「2024年問題」を控えている。物流に支障が生ぜぬよう、法人税での減免・補助金の導入などの対応を要望する。

3. 森林環境税

森林環境税については、現在先行して別の財源を使って地方自治体に配分されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。

税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体の見直しが必要である。

4. 電子申告・電子納税 e-Tax (イータックス) と eLTAX (エルタックス) について

利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告納税できるように、e-TaxとeLTAXの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指す必要がある。

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

5. 提言のあり方について

法人会が中小企業の声を発信する組織ということを、より積極的に、より強くアピールするため、「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。

また、過去における、コロナ禍の発生時や大規模自然災害発生時など、法人会では早い段階での経済・税制に対する“緊急提言”を行っていない。会員からの意見を集約した上での提言発信が筋ではあるが、全法連税制小委員会等において意見を速やかにまとめ、「税のオピニオンリーダー」としての提言を速やかに発信するよう要望する。

以上

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

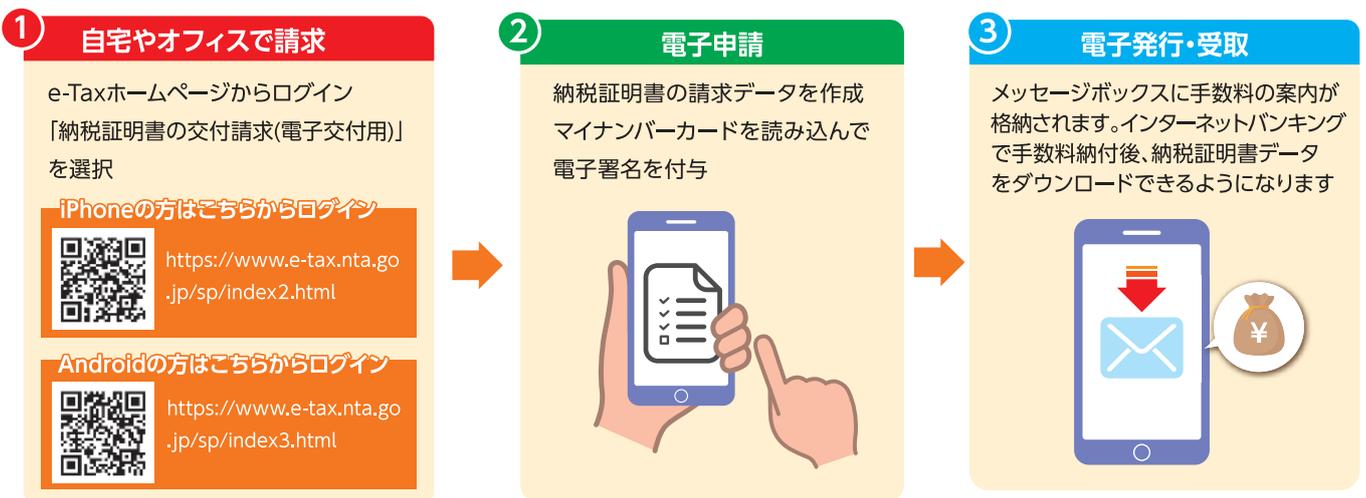


電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

許しません! 不正軽油

不正軽油とは？

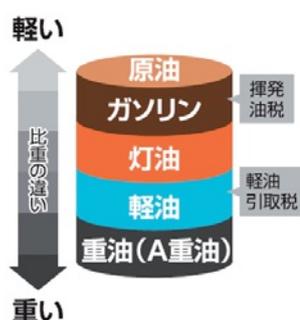
軽油には、1リットル当たり32.1円の軽油引取税が課税されています。

不正軽油とは、脱税目的で軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油を軽油と称して販売、消費される燃料のことをいいます。

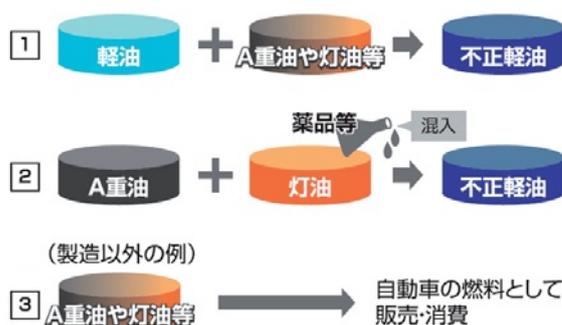
不正軽油は、悪質な脱税行為であるだけでなく、排ガス中の有害物質を増加させ、私たちの生活環境に大きな被害をもたらしたり、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害する重大な社会問題です。

《不正軽油は、
犯罪です!》
不正軽油を製造したり、販売することはもちろんのこと、**不正軽油と知って購入、使用した人にも、罰則が適用されます。**

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



群馬県では、不正軽油に関する情報提供を呼びかけています。

- 著しく安い価格で軽油の販売をしている業者がいると聞いた。
- トラックに、灯油や重油を給油している人を見かけた。
- 廃業したガソリンスタンドにタンクローリーが出入りしている。 など

【不正軽油 110 番】 ☎ 027-231-2801

(前橋行政県税事務所 県税課 軽油広域調査係)

情報提供いただいた方の秘密は厳守します。

～ぐんま電子申請受付システムから24時間通報を受け付けています～



不正軽油通報フォーム

群馬県不正軽油撲滅対策協議会

群馬県石油商業組合、(一社)群馬県トラック協会、(一社)群馬県バス協会、
(一社)群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県



都丸内科クリニック

【所在地】伊勢崎市富塚町215-7

【TEL】0270-75-1270

副院長 都丸 美樹子

お世話になります。医療法人純生会都丸内科クリニック副院長の都丸美樹子と申します。

当院は、平成20年4月に開業し地域の皆様に支えられて15年目を迎えることができました。診察券のID番号は、15,000を超え、多くの患者様にご利用いただいていると思うと気持ち引き締まります。

院長は、循環器内科を専門としている為、高血圧をはじめとする循環器疾患及び、糖尿病やアレルギー等の慢性疾患で受診する方が多く、その他認知症サポート医としての地域との関わりや学校の心臓検診の二次検診、棘や擦り傷、心配事など広く町医者として対応させていただいております。

また当院では在宅医療を希望する患者様へ訪問診療を行っております。在宅医療において私達は日々の診療を通して患者様の人生観から学ぶことは非常に多く、看取りの重責を胸に、精一杯対応させていただく所存です。在宅医療では、癌末期、神経変性疾患、脳血管疾患、呼吸不全、心不全等の様々な疾患を診ております。すべての要望に対応できるとは限りませんが御質問がある場合は御一報ください。

コロナ感染症により私達の医療現場も一変しました。ワクチン接種、発熱を伴う急性疾患の外来患者の増加、発熱等でコロナ感染が疑われる患者様の自宅や施設への往診等、診療時間内に業務が終わることのない状況が続きました。また休日でもPCR検査結果の患者様や保健所への連絡、入院の手配などの業務が続くなか、いかにしてスタッフの疲弊の回避と安全を確保した上で、患者様へ対してより良い医療が提供できるのかを日々悩みながら診療に従事しておりました。今日に至るまで診療を続けられたことには感謝の念でいっぱいです。

一方で受診控えによる生活習慣病等の悪化も目立ちました。今後、コロナ感染症やその他の新興感染症が流行して、このような事態が来ないとは言いきれません。

Withコロナ時代では、私達の健康管理を考える上で、さらなる対応方法を考える必要があるようです。

昨今、各地でマルシェと言われる地域でのイベントで人々が集う場や機会が増えてきました。それをお手本として当院では、今年5月に「都マルシェ」なるマルシェを開催しました。集いのテーマは「更年期をイキイキ過ごすには…」と題して参加者の方々とキッチンカーの美味しいコーヒーとお菓子をいただきながら和やかな座談会となりました。

今後も地域の皆様が必要とする健康情報を提供しながら、より良い生活をしていく事のお役に立つことが少しでもできればと考えております。ご指導いただけると幸いです。よろしくお願いたします。



株式会社茂木園(日本茶専門店)

【所在地】伊勢崎市本町20-1

【TEL】0270-25-0174

【ホームページ】<https://www.mogien.co.jp>

【インスタグラム】@mogien_isesaki

常務取締役 茂木 宏美

いつもお世話になっております。株式会社茂木園の茂木宏美と申します。弊社は明治18年創業、今年139年目を迎えます。私共の代で四代目です。

お茶は昔、「日常茶飯事」という言葉にあるとおり人々の身近な飲み物でした。欧米化により飲料も多様化し、現在は数ある選択肢の一つとなりました。お茶は薬として始まり、カテキンなどの成分は健康維持に優れた効能があることで海外からも高く評価されていますが、近年、お茶と言えば「ペットボトルのお茶」に置き換わり茶葉離れは著しい状況にあります。伝統文化の一つである日本茶を、次世代へ継承していくことも私共の使命の一つと考えております。

一昨年前、これまでの事業計画を見直し、築40年以上経過していた本店の全面改装を決意。あらたにコンセプトをかけた、店名を「OCHAVA茂木園」に変更しリニューアルオープンいたしました。「お茶に触れ、お茶を学び、お茶を楽しむ、三世代が集う店」として、お茶の淹れ方教室の開催や、抹茶ドリンクのテイクアウトコーナーを設け、ゆっくりお茶を味わっていただけるようテーブル席を設けました。敷居が高いと思われがちな日本茶専門店ですが、店内を明るく開放的な空間にし、SNSで発信することで、市外や県外、若い世代の来店も増えました。茶葉を購入し急須でお茶を淹れていただくまでは難しくとも、ドリンクとして、また手軽なティーバッグからお茶に親しんでいただければ幸いです。

そんな想いも込め、今年「銘仙茶」を発売いたしました。伊勢崎に嫁いだ時、初めて目にするいせさき銘仙の斬新な色と絵柄に感銘を受け、いつか銘仙の絵柄をパッケージに使った商品を作りたいと温めていた想いがようやく形になりました。「ライフスタイルに寄り添う銘仙茶」とし、時間帯やシチュエーションに合わせておすすめ茶葉をセレクトしティーバッグにしました。伊勢崎市の手土産としても喜んでいただいております。

今後、中心市街地にある店舗として、まちなか活性化の一助となるよう、市民が集い活躍する場を提供する「多目的スペース事業」を企画進行中です。また、まちなかの商店と市民との交流の場となる「まちなかマルシェ」の開催も企画しております。

諸先輩方に学びながら事業を続け、社会に貢献できるよう努めて参ります。どうぞよろしくお願いたします。



女性部会 視察研修

≪小田原文化財団：江之浦測候所・静岡市歴史博物館・焼津温泉・ねむの木子供美術館どんぐり・吉行淳之介文学館・秋野不矩美術館・浜松市楽器博物館≫

7月7日(金)JR伊勢崎駅6:09発。高崎駅6:50発、東京駅8:00発東海道本線の各駅停車にて根府川駅9:34着。送迎バスで江之浦測候所へ。

(江之浦測候所コンセプト：設立者は杉本博司氏。「今、時代は成長の臨界点に至っている・・・私達に出来る事、それはもう一度人類意識の発生現場に立ち戻って、意識のよってたつ由来を反芻してみる事ではないだろうか。悠久の昔、古代人が意識をもって



【江之浦測候所】

まずした事は、天空のうちにある自身の場を確認する作業であった。そしてそれがアートの起源でもあった。新たな命が再生される冬至、重要な折り返し点の夏至、通過点である春分と秋分。天空を測候する事にもう一度立ち戻ってみる、そこにこそかすかな未来へと通ずる糸口が開いているように私は思う。)

杉本博司ワールドは、国、民族、時空を越え悠久の時(新生代の木・化石、古墳時代の石造鳥居、縄文時代後期の石棒、李朝初期、天平、平安、飛鳥、白鳳、南北朝、桃山、鎌倉、江戸、明治、フランス旧家の石の階段・・・)の流れと結界を体感できます。現代の空海を感じさせる多彩な才能と行動力、直島同様に世界のアートセレブが押しかけ予約の取れない場となること確実。

江之浦測候所を後に、根府川駅から熱海を経由し無事、静岡駅へ。ランチ&静岡市歴史博物館。実は、今回のコースは一部昨年の全国女性フォーラムに乗っ取ったもので、その時、歴博は建築中でしたので必ず視察をと話し合っ



【静岡駅前 竹千代と今川義元】

ていたのです。設計は、著名な「SANAA」で、期待が高かったのですが、がっかり。まず、入口が分かりにくく、大型ロッカーも無く荷物は受付での対応。陳腐なデザイン、動線の悪さ、展示も稚拙。職員も嘆くほど。怖いことです。昨年の駿府城と遺跡が充実していただけに残念でした。(お薦めはこちらです。)

本日6回目となる乗り換えで、焼津駅へ。昨年のフォーラムで評判が良かった宿泊先の「アンピア松風閣」は、更なるおもてなしでマグロの解体ショー付き。持ち帰りたいほどのマグロ三昧。また泊まりたい温泉です。初参加の小暮笑鯉子さんは好奇心旺盛。夕食前に20分程をかけ、那閉神社に参拝。何と上州碓氷郡

(現、安中市)の朝比奈氏とゆかりがあったとのこと全員に資料をいただきました。翌朝、参拝は朝が良いと再び出掛けた後をシルバー世代の5人も続けました。

2日目は、山の中なのでバス移動。ねむの木子供美術館どんぐり9:50着。入口には閉館の看板が。程なく10時の開館時間となり胸をそっとなでおろす。宮城まり子さんが亡くなり3年。私は4回目でしたので、残念ながら館の気は落ちています。子供達の絵にはときめきます。無私、無我、無欲の心が描く作品は全て美しく楽しい。まり子さんの言葉に『私ほどこの仕事に不適当な者はありません。けれど何とか私がやり通してこられたのは“愛”です。子供達と私の愛は真実でありいかなるものも恐れない時、神の力を得ていることに気がつきます。子供達の才能は無限なのです。』子供達もまり子さんも天使ですね。心が温かくなりました。

バスで5分程のところ吉行淳之介文学館があります。70歳で亡くなった5年後の1999年に開館。京都の宮大工さんによる純和風建築。設計は、中村昌生氏。二人の親和力に感動する場を造られてほっとします。天国で語り合っていることでしょう。



【秋野不矩美術館】

次は、秋野不矩美術館。藤森昭信氏の設計。昨年のフォーラムの時は企画展がなかったので気が抜けた様な空間でしたが、今回は大当たり。特別展

「秋野不矩・金子富之が描くアジアの神々」は、秋野不矩のおおらかで慈悲深い彫像としての神々や人々の祈りの姿も金子富之の絢爛な動物の神々も見人の心に迫ってくるでしょうとの説明どおり。4回目の来館ですがまるで別のミュージアムです。作品の内容、展示のあり方でこれほど異なるとは・・・二人の世界が心地よく共鳴して独特の空気を醸し出していました。藤森昭信氏は「裸足で鑑賞いただく美術館を設計。大理石の床、真っ白な漆喰の壁、高い天井からの太陽光は、非日常の宇宙空間です。秋野不矩の魂が漂っています。

ランチはすぐ近くの「天竜膳三好」の壬生懐石膳。食材もおもてなしも絶品。

最後は、バスで1時間ほどの浜松市楽器博物館。「神がいる・祈りに出会う・美にふれる」「楽器に出会う・アートに出会う・音楽に出会う」

日本で初めての公立楽器博物館として1995年開館。2日間の集大成のような美の殿堂は見事。欧米のみならず、アジア、アフリカ、オセアニアを含めて「世界の楽器と音楽を平等に扱う」という世界に誇るコンセプトの下、生涯学習の場としても活動している。さすが音楽の街浜松市。楽器のみならず、浜松市は、スズキ、ヤマハ発動機など経済活動の裏付けも大きく、浜松駅周辺は活気にあふれていました。今回ご一緒された皆様心から感謝申し上げ、2日間の数々の感動や出会いとともに家路に向かいました。

(女性部会長 杉原みち子)

令和5年度租税教室

令和5年度の租税教室は、伊勢崎税務署管内の小学校15校と四ツ葉学園を伊勢崎法人会青年部会及び女性部会が担当します。今年度は既に14校で行われましたので、その様子をご紹介します。なお、2学期には豊受小学校、殖蓮第二小学校及び境小学校の3校で実施予定です。



5月18日 赤堀南小(矢尾)



5月31日 玉村小(荻原)



6月6日 南小(金井)



6月9日 三郷小(杉原)



6月14日 赤堀東小(阿部)



6月15日 玉村南小(川端)



6月19日 宮郷小①(尾島)



6月19日 宮郷小②(神林)



6月20日 北小(杉原)



6月21日 殖蓮小(矢島)



6月22日 境采女小(矢島)



6月27日 北第二小(阿部)



7月4日 四ツ葉学園(杉原)



7月12日 あずま北小(泉)



7月13日 茂呂小(矢尾)

令和5年度租税教室実施状況

No.	期 日	学 校 名	児童数	部 会	講 師 (職・氏名)	No.	期 日	学 校 名	児童数	部 会	講 師 (職・氏名)
1	5月18日(木)	伊勢崎市立赤堀南小学校	94	青年部会	副部会長 矢尾 明彦	8	6月20日(火)	伊勢崎市立北小学校	57	女性部会	部 会 長 杉原みち子
2	5月31日(水)	玉村町立玉村小学校	62	青年部会	理 事 荻原 潔	9	6月21日(水)	伊勢崎市立殖蓮小学校	77	青年部会	理 事 矢島 敏也
3	6月 6日(火)	伊勢崎市立南小学校	45	青年部会	会 計 金井 勇太	10	6月22日(木)	伊勢崎市立境采女小学校	58	青年部会	理 事 矢島 敏也
4	6月 9日(金)	伊勢崎市立三郷小学校	118	女性部会	部 会 長 杉原みち子	11	6月27日(火)	伊勢崎市立北第二小学校	29	青年部会	副部会長 阿部 典生
5	6月14日(水)	伊勢崎市立赤堀東小学校	58	青年部会	副部会長 阿部 典生	12	7月 4日(火)	四ツ葉学園中等教育学校	125	女性部会	部 会 長 杉原みち子
6	6月15日(木)	玉村町立南小学校	44	青年部会	監 事 川端 博	13	7月12日(水)	伊勢崎市立あずま北小学校	71	青年部会	部 会 長 泉 宏彰 ※副部会長 須田 靖浩
7	6月19日(月)	伊勢崎市立宮郷小学校 (2コマ)	125	青年部会	①理 事 尾島 範彦 ②理 事 神林 将	14	7月13日(木)	伊勢崎市立茂呂小学校	129	青年部会	副部会長 矢尾 明彦 ※理 事 栗原 弘充

(敬称略: ※印はアシスタント)

女性部会

第97回ウオッチ・ザ議会

6月13日(火)午前10時傍聴。このところ一人での傍聴が多かったので新メンバーの都丸美樹子さんの関心を持った真剣な姿勢に勇気づけられました。私は、前日、部会員の小暮笑鯉子さんの一般質問も傍聴しました。

この事業も平成11年6月14日にスタートしております。

●給食について

議員の弁当箱方式導入の提案については、現在の施設面等で現状では導入が困難であるためこれまでのものを継続していく。

●学用品の共有化について

算数セット、彫刻セット、鍵盤ハーモニカ、リコーダ、裁縫セット、習字セット等の学用品があるが現在リユース品等の利活用を行っている。今後は使用頻度の少ない学用品について共有化の検討をしていく。

●学校現場におけるアフターコロナについて(スマイルサポーター)

読み聞かせや学習の支援ボランティアとして2,064人の登録がある。学校現場では再開に向けた取り組みを徐々に進めている。

●学校現場におけるアフターコロナについて(マスク着脱の考え)

マスクの着用については児童・生徒・教職員へ求めているが、学校現場では学年が進むにつれ着用が多くなっている。また、着脱について強いることはない。特に教職員へは個人の判断としている。

●市の情報伝達手段について(外国人住民への伝達)

外国人住民と日本人との橋渡し役として多文化共生キーパーソン7人を令和3年2月に委嘱。また、国際交流協会ではSNSを通して情報発信をしている。

自動音声翻訳機14台を保有しており、外国人総合相談窓口での相談業務等で活用している。行政区への貸し出しは、貸出条件等を整え対応していく。

●特別支援教育の現状と課題について

令和5年5月1日現在、特別な支援が必要な児童生徒数は、小学校93学級516人。中学校45学級258人で、年々増加傾向である。伊勢崎市教育研究所では令和4年度から研修会や講座を実施。また実践研究の成果を各関係機関へ発信している。各学校では特別支援教育コーディネーターを指名し、支援体制の整備や研修の推進を行っている。乳幼児期から相談や支援を行ってきた医療、保健、福祉等と情報共有し切れ目のない支援体制づくりに取り組む。

●いせさきGXについて

GX(グリーントランスフォーメーション)は化石エネルギーからクリーンエネルギーへの転換が地球温暖化防止対策の大きな柱。環境の視点で施策を見直し市民や各種団体と価値観を共有していくことが必要。伊勢崎市の全ての事業等を環境配慮の染料で染め直し、伊勢崎市の事業のどれもが環境配慮がなされている状態を目指す。

●支え合い助け合う地域社会の構築について(心のサポーター養成事業)

社会問題の80・50問題。(80代の親が、自宅に引きこもる50代の子供の生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰ってしまう社会問題。)伊勢崎市は、令和3年度に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのモデル圏域に指定され、検討部会を発足した。伊勢崎市の心のサポーター養成事業は引き続き検討部会で協議していく。

●奨学金の代理返還への支援について

伊勢崎市では企業による奨学金の返還支援に関する施策は実施していないが、群馬県では、年額6万円を上限として企業支援額の2分の1を補助

する制度を実施している。今後他団体の事例を参考に制度化について検討する。

●デフリンピック支援と共生社会の推進について

手話の普及促進をすすめていくとともに、共生社会の構築のための啓発活動を検討していく。全日本ろうあ連盟からデフリンピックの啓発普及イベント開催支援の協力依頼を踏まえ、今後他の団体の取り組みの情報収集を行い検討していく。

(あとがき)

私の頃(昭和20年代)は、教科書を含めお下がりが当たり前であった。豊かと言われる現在、お古を使う事は肩身の狭い思いがあるのだろうか? SDGsは、かつての「もったいない」と同意語ではないか。山火事、干ばつ、豪雨...地球には天変地異による飢餓が忍び寄っている気がしてならない。

最新情報では他県において県幹部の飲食後、多数のコロナ患者が発生したと報道された。退職された研究者(東大)の言によると「感染症の歴史を振り返ってみるとウイルスが弱毒化して自然消滅するような史実はありません。現状では、より有効なワクチンを開発して対抗するしかありません。日本では長年続く貧弱な教育研究費が原因となって研究者が著しく減少しています。そのためか、未だに有効なワクチン開発が出来ていません。アベノマスクの予算がワクチン開発に組まれていたらと残念でなりません。」悲しい現実です。

議会は一期生の活気ある質問で手応えのある空気に睡魔もなく、記録するに忙しい。教育長の答弁は、誠実で丁寧、心がこもっていて分かり易く、お人柄が伝わってきます。

伊勢崎株式会社CEOの臂市長は、今様、宮沢賢治のような感性の持主。市役所の職員、市民は社員としてこれからの伊勢崎市で自分に何が出来るかを考え続け、汗を流し活動して行きましょう。未来に向かってGO...!!

(女性部会長 杉原みち子)

第47回花いっぱい運動(社会貢献活動)

6月27日(火)午前8時。福島社長、メンバー8人、事務局3人が笑顔で集まりました。お互いに仲間と会える喜びに満ちている表情。

平成11年11月23日勤労感謝の日にみんなで汗を流そうとスタートし、早24年目。「継続こそ力」ですね。

全国法人会の案内に写真入りで紹介されたのもメンバー、事務局のご協力のおかげです。ありがとうございます。

今回は、特に福島社長から「花が自然に咲いているようなデザインを」と指示され、みんなヤル気に...。「ワイワイ・ガヤガヤ」感性と美意識により、これまでにないニュースタイルの花園が出来上がりました。あまりの暑さに初めて作業途中で給水タイム。準備する事務局にも感謝です。

最高の感動と喜びを分かち合いました。

花は、奥にチェリーセージホットリップス(赤)。コキアを白と紫の千日紅で囲み、白とピンクのペコニアと黄色のメランポジウムをジグザクラインに、黄色のメランポジウムやイエローパイカラーのジニアプロフェーションとブルーサルビア。サフィニアはラベンダーレース(藤色)とピュアホワイト、ライトピンク、小輪ペチュニアのライトピンクでイングリッシュガーデン風に仕上がりました。これにも福島社長の意欲が伝わってきました。採算度外視で美しく、美しくです。

参加された方のご主人や通りがかりの方々からもお褒めの言葉を頂戴し、幸せです。人と人の支え合い、交流が豊かさの指標です。これからもよろしくお願いたします。

(女性部会長 杉原みち子)





群馬県税務功労者表彰

県税をととして県政の発展に寄与した個人又は団体に対して、その功績をたたえるため令和5年度群馬県税務功労者表彰式が8月1日(火)午後3時から群馬会館2階ホールにおいて挙行されました。

本会からは、租税教育活動の功績により理事の川端 博氏へ群馬県知事から賞状が授与されました。



理事 川端 博氏

第73回 親睦ゴルフコンペ開催について



第73回親睦ゴルフコンペを次のとおり開催しますので、会員皆様の参加をお待ちしています。なお、申込等詳細については、同封のチラシをご覧ください。

- 日 時 令和5年11月22日(水)
1組目スタート時刻：8時31分
- 場 所 玉村ゴルフ場
佐波郡玉村町大字角淵5006-1
- 申込期限 11月8日(水)
ただし、定員(40人)になり次第締め切ります。



令和5年度
これからの行事予定

月	日(曜日)	行 事	場 所
10月	11日(水)	第7回群馬大会実行委員会	前橋商工会議所
	18日(水)	法人会全国大会 開場12:30	高崎芸術劇場
	31日(火)	青年部会税務研修18:30	ニューいづみ
11月	9日(木)~10日(金)	全国青年の集い	山形県
	14日(火)	納税表彰式15:00	プラザアリア
	16日(木)	税を考える記念事業18:00 (※同封のチラシ参照)	ムービックス伊勢崎
	20日(月)	公開セミナー 18:00 (※同封のチラシ参照)	メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎
	22日(水)	第73回親睦ゴルフコンペ8:31 (※同封のチラシ参照)	玉村ゴルフ場
	27日(月)	税制改正提言活動14:00	伊勢崎市役所
	29日(水)	租税教室14:00	殖蓮第二小学校
12月	5日(火)	租税教室14:00	境小学校
	6日(水)	租税教室10:35	豊受小学校

Editor Column

コラム



息子達の為に今できる事

私には中学3年生と2年生の2人の息子がいます。

小学校3年生と4年生の時に友達に誘われ少年野球を始めました。それまでは特に目標や夢など持つ事もなく、その時々での出来事や遊びで楽しんでいた息子達だった記憶があります。しかし、野球を始め団体競技を行う上で子どもながらも少しずつ考え方や行動、思いやりといった面で変化が見え、本当に成長していると感じました。

そんな息子達へ中学に上がる時、「進路はどうするんだ?」「野球はどこまでやるんだ?」と問いかけました。すると息子達は高校までは野球をやりたい。できる事なら甲子園を目指す

高校に入学をし、野球をやりたい。と自分の目標を挙げました。

もともと目立って野球が上手ではない息子達にとっては非常に厳しい世界です。私は息子達の覚悟はどれ程のものかと確かめる上でも、その目標に向けて様々な話(内容省略)をしました。

努力は天才に勝る・凡事徹底という言葉掲げ、目標達成の為に中学では硬式野球のできるボーイズリーグを選択しました。学習塾や習い事、平日の野球の練習、土・日の野球の練習・試合と親の送迎が必須です。親も忙しい日々が訪れる事に覚悟を決めました。

長男は今年、受験が控えております。

今できる事、今しかできない事、息子達の目標、夢に向けて嫁と共に最高の応援団であり続けて参ります。
(青年部会副部会長 金子秀行)

